

「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給について

1 「子育て世帯への臨時特別給付金」の目的

- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において示す「子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）」について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援することを目的に、児童手当を受給する世帯等に対し、給付金を支給するもの

【実施主体】 市区町村 【事業費】 国補助10／10

2 給付金の概要

(1) 対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

⇒ 【本市対象児童：約67,600人】

- ※ 支給対象者は児童手当の受給者であり、児童手当の特例給付受給者（高額所得者）は対象外

(2) 給付額

児童1人あたり1万円

(3) 給付の方法

- ・ 「案内チラシ」の送付
- ※ 受給を希望しない場合は「案内チラシ」到着後、市に届出
- ・ 受給申請受付等の手続きなしで児童手当登録銀行口座へ振込

3 実施体制

子ども部に「子育て世帯臨時特別給付金事務局」を設置

4 今後のスケジュール

5月上旬 議会に補正予算案を提出

5月下旬～ 支給対象者に「案内チラシ」発送

6月上旬 「振込通知」発送

6月中旬 支給開始

- ※ 案内チラシのほか広報うつつのみや6月号、市ホームページ等で周知予定